

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 6 3 号

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

相模原市立学校の設置に関する条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 3 0 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 相模原市立並木小学校の項及び相模原市立湘南小学校の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
(相模原市立学校体育施設使用料条例の一部改正)
- 2 相模原市立学校体育施設使用料条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 6 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	「 相模原市立湘南小学校 相模原市立広陵小学校 」	を	「	に改
			相模原市立広陵小学校 」	

める。